

第 1 回検討会及び意見交換会における意見等のまとめ (地域連携保全活動の促進のポイント)

○簡潔かつ簡易な内容での周知

- ・保全活動の促進の意義等について、生物多様性に馴染みのない市町村の担当者や市民など、できるだけ多くの者に認識してもらうことが重要である。

○法律で促進しようとする活動の対象は広いものであること

- ・奥山地域、里地里山、田園地域、都市、河川・沿岸域など我が国すべての区域がその対象となること。
- ・希少種の保護や外来種の防除といった直接的に生物多様性の保全を目的とする活動だけでなく、生物に配慮した営農活動（ふゆみずたんぼ等）や森林管理など生物多様性の保全に資する活動も対象となること。

○活動を促進することによるメリット

- ・市町村の計画作成のインセンティブとなるよう、そのメリット（制度面、財政面等）をわかりやすく示す。
- ・生物多様性の保全はもちろん、地域産業との連携による経済的価値の付加、地域資源を活用した地域活性化（地域づくり）につながる可能性を示す。

○科学的な知見に基づく活動の重要性

- ・地域での自主的な取組が、結果として生物多様性に悪影響を与えてしまうことのないよう、地域の学識者・専門家等と連携し、科学的な知見に基づく活動を促進することの重要性を示す。

○活動の継続的な実施の観点

- ・農林漁業者や地域住民など、保全活動を継続して実施するために欠かせない者から協力を得られるような内容とする。
- ・人材育成など、取組の継続性を担保するために必要な観点を盛り込む。

○企業の協力が得られるようなアプローチ

- ・市町村の置かれている状況等を踏まえ、企業の協力を保全活動の促進上重要なものとして位置付けるとともに、どのような協力の方法が考えられるかなど法律と企業の関わり方を示す。

○計画の作成に関する内容の充実

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成が円滑に進むよう、生物多様性地域戦略など各種計画等との関係の整理、区域や目標設定の考え方、柔軟な運用の観点など計画の作成に関する内容を充実させる。

○都道府県の役割の明確化

- ・都道府県の積極的な参画を促すため、関係者間のマッチングを行う体制（地域連携保全活動支援センター）の確保など都道府県に期待する役割を示す。

○地域連携保全活動協議会・地域連携保全活動支援センターに関する内容

- ・地域連携保全活動を促進するために重要な協議会・支援センターについて、その役割や運営方法等を示す。